

令和7年度パラアート推進公募型事業委託 募集要項



趣旨・留意事項

川崎市文化財団では、「パラアート」＝“障がいの有無に関わらず親しめる文化芸術活動”と捉え、パラアート推進のための環境づくりに取り組んでいます。

「パラアート推進公募型事業委託」では、川崎市の「かわさきパラムーブメント」が掲げる「誰もが文化芸術活動に親しんでいるまち」の形成に向け、パラアートの観点から地域社会における課題を捉え、解決に取り組み、パラアートの推進に寄与する事業を発掘し、さらに事業の成果をモデル事例として広く発信することを目的に、事業及び実施団体を募集します。

この委託は、団体等から事業を募集し、書面及びプレゼンテーションを踏まえた審査委員会を経て、選定された事業について、当財団と当該団体が委託契約を締結するものです。当該団体は契約に基づき、事業を確実に履行する責務を負います。

団体等の自主活動への補助・助成金ではありません。本事業は、当財団が川崎市から補助金を受けて実施している単年度の事業で、この事業の趣旨をご理解いただいた上で、目的の実現に向けて実施していただきます。当財団は事業実施に向けて可能な限り受託者を支援し、事業完了後は当財団のホームページや広報誌等で成果を公表させていただきます。また、事業報告会を開催し、事業の発展につながるようなフィードバックを予定しています。

事前相談期間

令和7年 4月15日(火)9時から 5月9日(金)17時まで

※応募を検討されている全ての団体等は、お手数ですが、電話またはメールで日程を調整の上、必ず対面(zoomも可)で応募内容の事前相談をお願いします。

募集期間

令和7年 4月15日(火)9時から 5月15日(木)17時まで

※当財団までメールまたは郵送にてご提出ください。(必着)

● 事業費・募集事業数

スタートアップ事業

1事業につき 20万円(税込)以内 3事業程度

※20万円を超える事業も申請可(ただし、超過分は団体の自己負担となります)

ステップアップ事業

1事業につき 40万円(税込)以内 3事業程度

※20万円を超える事業から申請可。

※40万円を超える事業も申請可(ただし、超過分は団体の自己負担となります)

● 対象となる事業 ※詳細は別紙のQ&Aも併せてご確認ください。

該当の可否でご不明な点は、事前相談の期間内にご相談ください。

(1) スタートアップ事業

当事業の趣旨を理解し、団体等が新規で実施する事業または市内の限られた地域で展開される3年目以内の事業で、他の助成等を受けていない事業。

(2) ステップアップ事業

当事業の趣旨を理解し、団体等が既に実施している他の助成等を受けていない事業で、障がいのある方に文化芸術をより深く味わってもらうための工夫や、他に類を見ない独自性のある内容等により、他の団体等の参考・見本となり、今後の展開において地域社会への波及効果が期待できる事業。

ただし、広報や参加者確保、会計等十分に実施体制が整っていると認められる場合には、新規で実施する事業であっても提案要件を満たすこととする。

(3) 対象となる事業内容((1)・(2)共通事項)

障がいのある方が主体的に関わる文化芸術活動

※ただし、単なる既存団体の発表会ではなく、障がいのある方の参加を広く促す等、新たなつながりが期待できること。

- 例) ・障がいのある方を主とした芸術の創作及び公演・展示
・障がいのある方を主としたワークショップやアートプロジェクトの企画と実施
・障がいのある方を主としたアーティストの育成

障がいのある方もない方も共に関わる文化芸術活動

- 例) ・障がいのある方もない方も共に参加するワークショップやアートプロジェクトの企画と実施

障がいのある方の文化芸術活動環境整備

- 例) ・文化芸術活動を支える指導者、コーディネーター、ボランティア等の人材育成
・観劇支援サービスの導入等、誰もが身近に文化芸術を鑑賞する機会の創出
・文化芸術にちなんだ交流会・シンポジウム・セミナー等、障がいのあるなしに関わらず地域や関係団体と文化芸術を通じて交流する機会の創出

対象外となる事業

- (1) 川崎市外での事業であるもの
 - (2) 他から委託された事業であるもの
 - (3) 国、地方公共団体及び外郭団体等から申請事業の委託又は補助・助成を受けている、若しくは受ける見込みのあるもの
 - (4) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの(単純な発表会等)
 - (5) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
 - (6) 事業実施を伴わない調査・研究のみのもの
 - (7) 施設等の建設や整備を目的としたもの
 - (8) 公序良俗に反するもの
 - (9) 同一団体による同一の内容の継続事業で、既に当事業で通算3回の選定を受けているもの
- ※ 当該申請事業が(2)(3)の事業と明確に区別できる場合は対象事業とする

事業対象期間

令和7年7月(契約締結日)から令和8年2月28日(土)の期間に行われる事業

※契約締結前の協議の状況により、契約締結日は異なります。

応募要件

市内でパラアート推進事業を実施できる団体等で、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 団体の運営に関する定款又はこれに相当する書類を備えていること
- (2) 予算及び決算を適正に管理していること
- (3) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者であること
- (4) 団体又はその代表者が、川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的としないこと
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としないこと
- (7) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと
- (8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと
- (9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと
- (10) 公序良俗に反しない団体であること
- (11) 同一団体による同一の内容の継続事業での提案申請については、通算で3回を限度とする

対象となる経費

対象経費項目	基準
謝礼金・人件費等	講師等への謝礼、出演料、調査・研究等に係る謝礼、スタッフ人件費等 ※事業実施に直接係る経費のみが対象となります。
旅費・交通費	移動等に係る交通費、通行料金等
消耗品費	事務用品、材料などの購入費 ※食糧費や参加賞等の購入については不可。 ※1つあたりの単価は2万円以下に限りします。
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料などの作成費や印刷費
通信運搬費	通知や資料の送付などに必要な切手代等
使用料・賃借料	会議室、機材、機材運搬に使用する車両などの使用料、レンタル料 ※会場は団体が自力で確保すること。（当財団の管理運営施設であれば優先的に予約が可能な場合もございますのでご相談ください。）
保険料	イベントの開催に伴う行事保険やボランティア保険などの保険料
その他経費	上記の項目以外で事業実施に必要な経費 ※印紙代、2万円以上の備品等は不可。 ※当財団が認めたものに限りします。

応募提出書類 ※当財団ホームページお知らせ欄にあるページからダウンロードできます。

- (1) パラアート推進公募型事業委託計画書(第1号様式)
 - ・「事業費見積」に関し、原則的には委託料以外で収入(入場料、広告料、協賛金)などを得ることはできません。ただし、教材費等の個人徴収分は除きます。(徴収する場合は収支に計上してください)
また、自己負担金の範囲内での募金等を実施をする場合は必ず事前にご相談ください。
- (2) 団体に関する確認書(第2号様式)
- (3) 団体の規約・会則及び役員名簿(様式自由)
- (4) 団体の令和6年度決算書および令和7年度予算書(未確定の場合は見込みでも可)
 - ※ 団体の規約・会則および予算書がない場合は作成し添付してください。
 - ※ 団体の令和7年度予算書では、当該事業予算との関連性を明確にしてください。
 - ※ 提出書類は返却しません。必ず写しを保管してください。

応募方法

ご応募いただく場合は、対象事業となるかを相互確認するため、過去に申請実績のある団体等も含め、必ず事前相談の期間中に、当財団へ電話またはメールでご連絡いただき、日程調整の上、対面(zoomも可)にて応募内容のご相談をお願いします。(事前相談無しに提出された申請は、無効となりますのでご注意ください。また、必要があれば過去の審査会の傾向等からアドバイスをさせていただきますが、採択を確約するものではありませんのでご承知おきください。)

その後、上記提出書類一式を、期日まで(必着)に当財団までメールまたは郵送でご提出ください。

選考方法

応募を受理したときは、書面及びプレゼンテーション(10分程度)による審査を行い、審査結果を全提出団体宛てに書面にてお知らせします。プレゼンテーションによる審査会は、令和7年6月2日(月)午後を予定しています。詳細については、別途応募団体に通知します。

審査にあたっては、当財団が設置する「パラアート推進公募型事業委託審査委員会」において、計画内容等に基づき総合的に判断します。評価する項目及び評価の視点は下記の通りですので、計画書の記入にあたってはこれらの視点を考慮してください。なお、「◎」は主観審査で配点の比重を高くしています。また、加点項目を除いた総得点が6割(27点/45点)に満たない事業は選定しないものとします。

(1) スタートアップ事業(45点+5点)

審査項目	審査の視点
課題・目的の妥当性◎ (10点)	・当事業の趣旨を十分に理解し、パラアートの観点からの確に地域社会における課題を捉えているか。 ・パラアートを通してその解決に貢献するような、事業の視点や目的、展開等を有しているか。 ・継続事業の場合は、PDCAサイクル等を活用し改善点を加えるなど、事業を発展させているか。
内容の具体性 ◎ (10点)	実施内容や実施方法、スケジュール等が具体的か。現実的に可能か。
実施の実務的な能力◎ (10点)	・事業内容に見合った事務能力があり、実施体制が整っているか。 ・収支予算(収入見込・支出計画)に整合性があり、妥当かつ適切に計上されているか。
参加の促進 (5点)	事業の対象者に幅広く効果的な参加の呼びかけを行い、広く参加者が集まる事が期待できるか。
独自性 (5点)	事業の視点や発想、内容等が独自性のある事業か。
実施効果・波及効果 (5点)	・実施により得られる効果がパラアートの推進に寄与するか。 ・将来的に展開地域拡充や地域社会への波及効果が期待できるか。
新たな協働による実践 (加点要素) (5点)	複数の団体等が新たに協働して実施する事業か。

(2) ステップアップ事業(45点+5点)

審査項目	審査の視点
課題・目的の妥当性◎ (10点)	(スタートアップ事業と同じ)
企画性・専門性・ 先駆性・独自性 ◎ (10点)	・障がいのある方が文化芸術をより深く味わうことができるよう、内容を工夫する企画性があるか。(障がいのある方が想像力を豊かにしたり、初めての体験をしたり、自分ならではの表現を発揮したり、障がいのあるなしに関わらず共創したり、生み出した表現を他者と共有し合ったりすることができるような工夫等。) ・講師等がパラアート関連の経験を有するか。 ・事業の視点や発想、内容等が、他に類を見ない独自性のある事業か。

実施効果・波及効果◎ (10点)	・実施により得られる効果がパラアートの推進に寄与するか。 ・他団体等の参考・見本となり、今後の展開において地域社会への更なる波及効果が期待できるか。
内容の具体性 (5点)	(スタートアップ事業と同じ)
実施の実務的な能力 (5点)	(スタートアップ事業と同じ)
参加の促進 (5点)	(スタートアップ事業と同じ)
新たな協働による実践 (加点要素) (5点)	(スタートアップ事業と同じ)

契約の締結

事業が選定された団体は、当財団と委託契約を締結します。なお、契約締結に際し、改めて活動内容や委託料の金額等について契約の相手方となる団体(以下「受託者」という。)と協議を行い、これを変更することがあります。さらに、受託者は、委託契約書の記載に従い、善良な管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。

委託料の前払い及び管理

当財団は、事業決定通知を受理した団体から、パラアート推進公募型事業委託請求書(第3号様式)が当財団宛てに提出されると、指定された金融機関に委託料を振り込みます。

受託者は、委託料の使途について収支を明確にするとともに、領収書等の出納関係書類を整備し、委託事業の完了の翌年から5年間保管するものとします。

広報等への表記

広報物や成果物などには、必ず事業タイトルの上段に「令和7年度 文化庁 障害者等による文化芸術活動推進事業」「川崎市文化財団 令和7年度パラアート推進公募型委託事業」である旨を、あるいは後段に「この事業は、令和7年度 文化庁 障害者等による文化芸術活動推進事業及び川崎市文化財団 令和7年度パラアート推進公募型委託事業です。」などと、解りやすく明記してください。

右図は任意でご活用いただけます。



中間報告

実施事業の期間中においては、事業の進捗状況等を当財団と共有し、事業展開をスムーズに行うために、必ず2回(8月末・12月末＝定期報告【必須】)に加えて、突発的な変更が必要な状況が生じた場合には、別途様式により経過報告を提出してください。報告が無い場合、その後に事業計画に対して変更が生じても認められない場合がありますので、ご注意ください。

事業完了報告

事業が終了したときは、パラアート推進公募型事業委託完了報告書(第4号様式)、領収書の写し、その他の必要書類を添えて、令和8年2月28日(土)までにデータにてご提出ください。期限までに提出できるよう、計画的な事業実施日の設定をお願いします。事業完了報告がない場合、委託料を返還していた場合があります。

事業実施の際は、必ずアンケート等で参加者の意見・感想等を聴取してください。その内容を踏まえ、事業を多角的に検証し、報告書に記載してください。

委託料の確定

実施した事業は、パラアート推進公募型事業委託完了報告書(第4号様式)をもって事業完了とし、当該様式の提出後に当財団が審査を行い、当財団から送付される「委託料確定通知書」をもって委託料を確定し、速やかに精算するものとします。なお、委託料の前払い金額が確定金額を上回った場合は、当財団の指示に従って余剰分を、また、不適切な執行が認められた場合には、委託料の一部又は全額を、速やかに返還していただくこととします。

事業の実施過程でやむをえず計画した事業の中止または内容変更等が発生した場合等は、協議のうえ変更契約を締結し、変更内容に応じて委託料を返還していただく場合があります。

天災その他の不可抗力により事業の実施が困難な場合は、協議の上、事業計画の変更を検討していただくとともに、対象期間内に実施できなかった事業内容に係る費用については、協議の上、委託料を調整させていただきます。

成果の公表

完了報告書は、参考事例として広く情報共有できるよう、個人情報等を除いて当財団のウェブサイトなどに公開させていただきます。令和6年度事業の実施結果は、当財団のウェブサイトに掲載していますのでご参照ください。

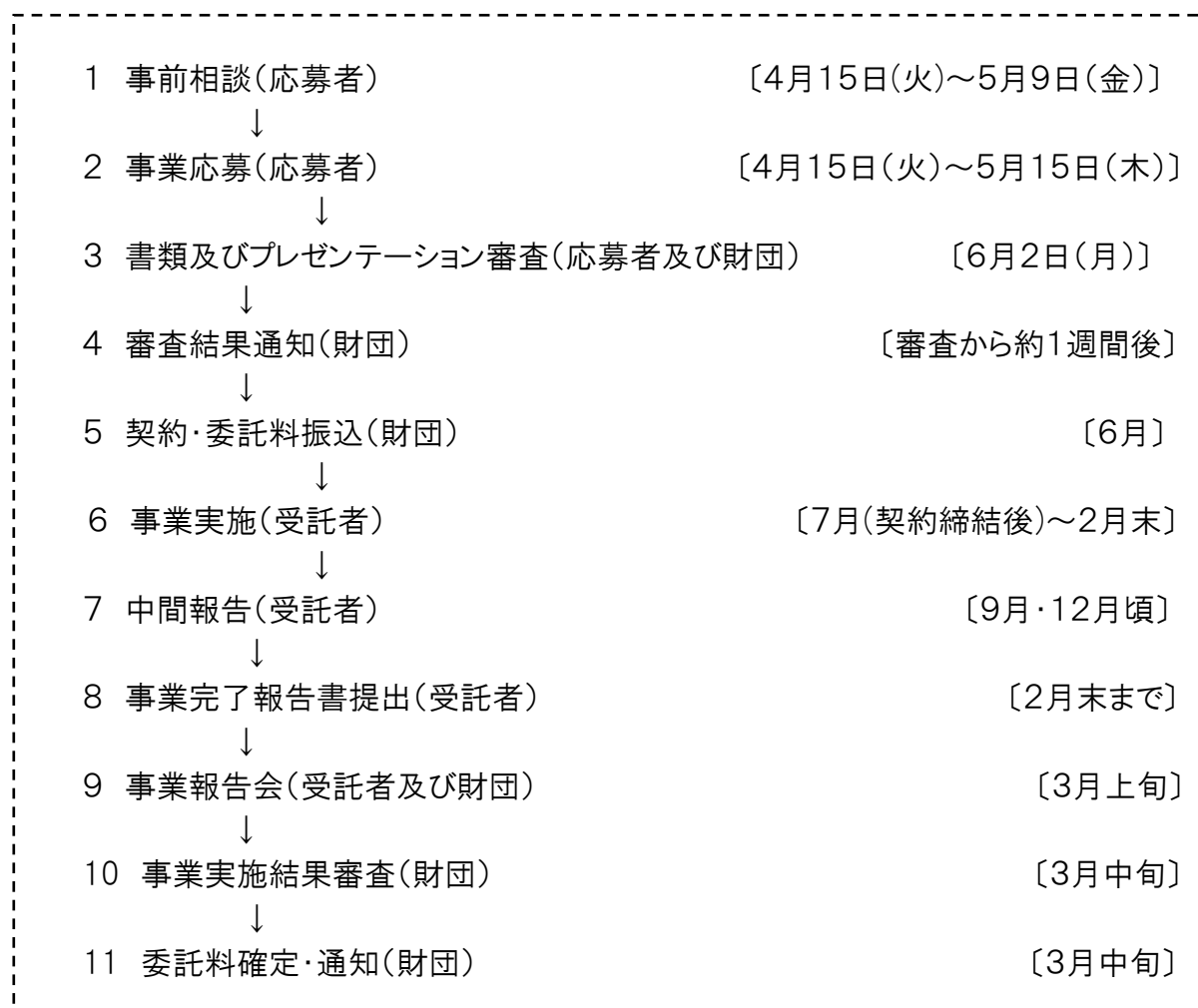


また、事業の成果を報告し、フィードバックを受けることができる「事業報告会」(一般公開予定)の開催を令和8年3月上旬頃に予定しておりますので、受託者は必ずご出席いただきますようお願いします。



制度の流れ

※期限が決まっている事項以外の時期は目安です



その他

当財団は、「公益財団法人川崎市文化財団個人情報保護方針」に基づき、事業において収集する個人情報を適正に管理します。

事業実施に際しては基本的な感染対策等に従い、マスク着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねること等を基本として適切な対策を講じ実施してください。

《提出・問合せ先》



公益財団法人

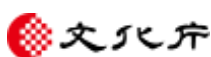
川崎市文化財団

事業課 パラアート推進事業担当

〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー5F

TEL:044-272-7366 FAX:044-544-9647 メール:para-art@kbz.or.jp

パラアート情報サイト「ぱらあーとねっと」<https://www.kbz.or.jp/paraartnet/>



令和7年度 障害者等による文化芸術活動推進事業



提出書類の
ダウンロード
はこちら